

参考資料 2

社 援 発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活保護法の一部を改正する法律の一部施行について（平成 26 年 1 月 1 日施行分）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）については、平成 25 年 12 月 13 日に公布されたところである。このうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 34 条の改正規定（後発医薬品の使用促進に関する部分に限る。）及び法第 60 条の改正規定については、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとしている。

については、これらの改正について、下記事項について御了知の上、管内保護の実施機関をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 後発医薬品の使用促進に関する事項（法第 34 条第 3 項関係）

1 改正の趣旨及び内容

国全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることは重要である。

生活保護における後発医薬品の使用促進については、既に「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した被保護者に対して、原則として後発医薬品

を調剤する取組を行っているところである。

この取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い、被保護者の理解を促していくことが重要であることから、法第 34 条第 3 項を改正し、医療機関も含めた関係機関が、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めたものについては、被保護者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

これにより、生活保護制度の医療扶助においても、後発医薬品の使用がより一層促進されることを期待するものである。

2 留意事項

1 の法改正に併せて、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）及び指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年厚生省告示第 222 号）の改正を行い、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとしているので留意すること。

(1) 規則第 4 条の 2 の新設（平成 25 年厚生労働省令第 134 号）

法第 34 条第 3 項で規定する後発医薬品の定義については、その一部を厚生労働省令（規則）に委任することとしており、これを規則第 4 条の 2 として規定する。

なお、後発医薬品の定義については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 20 条第 2 号ニに規定されている後発医薬品と同義となるものである。

(2) 指定医療機関医療担当規程第 6 条の改正（平成 25 年厚生労働省告示第 385 号）

ア 法第 34 条第 3 項に、指定医療機関が被保護者に後発医薬品の使用を促すよう努めなければならない旨が規定されることに伴い、従前の指定医療機関の医師又は歯科医師（投薬を行う場合に限る。）に係る規定について、法の規定と同様の規定ぶりとなるよう改正する。

また、法に後発医薬品の定義が規定されることに伴い、従前規定していた後発医薬品の定義部分を削除する（第 1 項関係）。

イ 指定医療機関である薬局の薬剤師について、処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならないことについて、従前より規定しているところであるが、これに加えて、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 8 条第 3 項の規定と同様に、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならないことを規定する（第 3 項関係）。

第 2 生活上の義務に関する事項（法第 60 条関係）

1 改正の趣旨及び内容

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を被保護者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である自立助長を図る基礎として、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、被保護者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、法第 60 条を改正し、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを被保護者の生活上の義務として具体的に規定することとしたものである。

この改正の趣旨及び内容を踏まえ、保護の実施機関が必要に応じて、被保護者に対し効果的に助言・指導を行うことを期待するものである。

2 留意事項

健康管理や金銭管理は、あくまで被保護者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけを理由として、保護の変更、停止又は廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。

参考資料3

事 務 連 絡

平成25年 12月11日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省 社会・援護局保護課
自立支援係長

就労自立給付金の支給に係る事務処理について

生活保護行政の適正な実施、運営については、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護法の一部を改正する法律については、平成25年12月6日に成立したところです。

ご案内のとおり、法改正により新たに就労自立給付金の制度が創設され、平成26年7月1日より施行することとなっております。必要な政省令等をはじめとする運用の詳細については今後お示しする予定ですが、改正法の施行日から就労自立給付金の支給に係る事務処理を円滑に行えるよう、別添資料を参照し、システム改修が必要である場合には、あらかじめシステム改修業者等との調整を十分行うなど事前の準備に遅滞なきよう管内各実施機関に対して周知頂けますようお願いいたします。

(別紙)

12月10日に開催した「生活保護制度の見直しに関する説明会」(参考:資料1-1生活保護法改正法の概要 P3 参照)においてご説明したとおり、就労自立給付金制度が平成26年7月1日より施行されます。支給額等の詳細は現在検討中ですが、システム改修を検討される場合に必要と考えられる制度概要は次のとおりであるので、参考にしてください。

就労自立給付金支給に係る事務処理について

1 就労自立給付金の趣旨

生活保護受給者の就労による自立を促進するため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して「就労自立給付金」を支給する制度を創設する。

2 給付金の概要（制度の詳細については現在検討中）

① 算定方法

保護受給中の就労収入のうち、保護廃止時以前の一定期間に収入認定された金額以内の額を支給するもの（以下「給付金」という。）とする。

② 支給開始

平成 26 年 7 月 1 日以降に保護廃止された者から支給対象とする。

③ 支給要件

安定した職業に就いたこと等^(※)により保護を必要としなくなったと保護の実施機関が認めたもの

※ 少なくとも6か月程度保護を要しない状態が期待できる場合を想定。職種は問わず、雇用形態はいわゆる正規雇用に限らない。雇用に限らず、自営、農業等の就労収入も対象。就労収入と他の収入（年金、児童扶養手当、寄付金収入等）と合わせて保護廃止となる場合も対象。

④ 給付金の性格

保護脱却後の生活費に対して支援するものであるから、法律上は生活保護法における保護（生活扶助等の各扶助）とは異なる。ただし、国の予算上の項目としては、保護費等負担金として支出する予定。

⑤ 支給方法

安定的な就労の機会を得たこと等により保護が廃止されることになった場合に、保護廃止直前の保護受給中におけるその世帯からの申請に基づき、保護廃止時に一括して支給する。

⑥ 時効

給付金を受ける権利は2年を経過したときには時効により消滅する。

⑦ 再受給までの期間

原則として3年間とする。

3 給付金の支給に係る事務処理について（別添参照）

給付金の支給にあたっては、

- ① 給付金支給金額の計算
- ② 給付金支給決定の調書、通知書作成
- ③ 給付金に係る支払情報の作成

等の事務処理が生じることになるが、国においては、現在、支給額の計算機能や、支給決定の通知書作成等の機能の一部を有する簡易なソフトの作成・配布を検討している。

また、自治体によっては、これらの機能の一部をシステム化することも考えられるが、この場合、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の補助対象とすることを検討しているため、自治体全体のシステム構築に係る計画等の諸事情を十分検討の上、予算措置等を検討されたい。

なお、国で作成を検討している簡易ソフトの内容は以下のとおりである。

① 給付金支給金額の計算機能

以下のとおり。ただし、これらは現在検討中のものであり、今後変更される可能性があるので注意されたい。

○給付金の計算単位

世帯単位で計算を想定。

○給付金の算定対象

- ・保護廃止直前の6か月の保護受給期間中の就労収入を対象。
- ・就労収入は「就労収入認定額（勤労控除、必要経費の控除後）」を想定。
- ・保護廃止直前に保護停止期間（月単位）がある場合には算定対象の6か月に含めない。
- ・保護廃止直前6か月（日割で保護費を算定している期間）以内に、一か月に満たない期間がある場合、その期間を一月とみなして計算する。
※ 平成26年7月（改正法施行）より前から継続して就労収入認定している場合は、その期間も給付金の算定対象とする。

○支給上限額

単身世帯 10万円、 多人数世帯 15万円

※ 積立の合算額と支給上限額のいずれか低い額を支給する（端数処理は世帯員ごとに算定した仮想積立額について円未満切捨）。

○支給下限額

未定（設定しない方向で検討中）

○最低支給保証額

設定しない（支給額がない場合は支給しない。）。

○算定率

支給額については、早期脱却のインセンティブとするため、保護受給中の就労期間が長くなるにつれ逓減する仕組みを導入。

- ・就労収入認定開始月から3月目まで 就労収入認定額に対し 30%
- ・4月目から6月目まで 就労収入認定額に対し 27%

就労自立給付金にかかる事務処理の概要

【事務処理にあたり注意すべき就労自立給付金制度の主な点】

- 就労等により保護廃止が確実となった時点で申請を受けて（保護受給中）保護廃止となったときに、支給するものであること。（2年間の時効があることにも注意）
- 就労自立給付金は、最低生活を保障する生活扶助等8扶助と異なるものであることから、支給決定通知、支給項目が異なるものであること。
- 補助対象のシステムの変更内容は下の図のとおりであるが、②～⑥の機能については、厚労省でExcelソフトを作成・配布するので、その活用を合わせて、対応を検討されたい。

事務処理に必要な生活保護システムの主な変更内容
 (①～⑦について補助対象とすることを検討)

就労自立給付金のため新たに追加が必要
と考えられる機能

厚労省で②～⑥の機能をもった簡易ソフトを開発・配布予定

- ② 既存データの受入（又は手入力） ←
- ③ 給付金の支給金額の計算
- ④ 支給決定調書の作成
- ⑤ 支給決定通知書作成
- ⑥ 支給金（出金）データの排出 →

※システムによるが、構築に当たってはこれらの作業を行う画面を既存システムに追加する方法が考えられる。

この項目の中で必要な改修を検討されたい。

既存の生活保護システムの修正が必要
と考えられる機能

- ← ① 既存データの排出
（世帯主氏名・住所、収入充当額等のデータ）

- ⑦ 支給金データの受入（手入力も想定）
- ⑧ 出金（支払）

《その他》

- **業務データシステムとのデータのやりとりは今回は行わない。**
 （8扶助以外の支給項目として自治体のシステムの改修を行わず、当分の間、生活扶助の一時扶助として便用上電算処理される場合は、被保護者調査に当たって影響がないよう留意されたい。なお、給付金の実績については、別途、就労支援にかかる調査の中で確認することを想定。）
- **予算の執行状況、決算状況の報告については、生活保護費経理状況報告様式に、給付金の調査項目を追加することを想定**

参考資料 4

職 発 1 2 1 3 第 1 号
能 発 1 2 1 3 第 2 号
社 援 発 1 2 1 3 第 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業能力開発局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援法の公布について (通知)

生活困窮者自立支援法 (平成 2 5 年法律第 1 0 5 号) については、平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日に第 1 8 5 回国会へ法案が提出され、同年 1 2 月 6 日に可決成立し、本日公布されたところである。

この法律の施行は、平成 2 7 年 4 月 1 日 (一部は、公布日) であり、必要な政省令等については今後順次その内容を検討することとしているが、今般、法律の趣旨及び主な内容を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。以下同じ。) をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、本法の施行に当たって、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築するためには、貴都道府県等において、福祉関係部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局、税・保険関係部局等との連携体制を構築することが重要であることか

ら、幅広い関係部局間の連携にも特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 法律制定の趣旨

現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要である。

こうした観点から、厚生労働省においては、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、平成24年4月、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、12回にわたる審議を経て、本年1月25日に同部会において報告書を取りまとめた。

この報告書を踏まえ、地方自治体等の関係者とも協議を行いつつ、新たな生活困窮者支援体系を構築するための法律の検討を進め、本年10月15日に「生活困窮者自立支援法案」を閣議決定し、同月17日に国会へと提出した。

本法律案は、本年11月12日に参議院厚生労働委員会で、同月13日に参議院本会議でそれぞれ可決され、12月4日には衆議院厚生労働委員会で、同月6日に衆議院本会議で可決され、成立したものである。

第二 法律の内容

1 総則（第1条から第3条まで関係）

（1）目的（第1条関係）

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするものとする。

（2）定義（第2条関係）

① 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうものとする。 (第2条第1項関係)

② 生活困窮者自立相談支援事業

次に掲げる事業をいうものとする。 (第2条第2項関係)

ア 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

イ 生活困窮者に対し、3に規定する認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業

ウ 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の内容等を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等を行う事業

③ 生活困窮者住居確保給付金

生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいうものとする。 (第2条第3項関係)

④ 生活困窮者就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者 (当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、一定の期間内に限り、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいうものとする。 (第2条第4項関係)

⑤ 生活困窮者一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者 (当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う事業をいうものとする。 (第2条第5項関係)

⑥ 生活困窮者家計相談支援事業

生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいうものとする。 (第2条第6項関係)

(3) 市及び福祉事務所を設置する町村等の責務 (第3条関係)

① 市及び福祉事務所を設置する町村 (以下「市等」という。) 並びに都道府県は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連

携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有するものとする。 (第3条第1項及び第2項関係)

② 都道府県は、市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有するものとする。 (第3条第2項関係)

③ 国は、都道府県及び市等 (以下「都道府県等」という。) が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないものとする。 (第3条第3項関係)

2 都道府県等による支援の実施 (第4条から第9条まで関係)

(1) 生活困窮者自立相談支援事業 (第4条関係)

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとする。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(2) 生活困窮者住居確保給付金の支給 (第5条関係)

都道府県等は、その所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二の1の(2)の③に規定するもの (当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 (第5条第1項関係)

(3) 生活困窮者就労準備支援事業等 (第6条関係)

都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができるものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとする。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(4) 市等及び都道府県の支弁 (第7条及び第8条関係)

市等及び都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業等の実施に要する費用並びに生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用は、市等及び都道府県の支弁とするものとする。

(5) 国の負担及び補助（第9条関係）

① 国は、次に掲げるものの4分の3を負担するものとする。 （第9条第1項関係）

ア 市等及び都道府県が支弁する生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用のうち当該市等及び当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数等を勘案して政令で定めるところにより算定した額

イ 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

② 国は、予算の範囲内において、次に掲げるものを補助することができるものとする。 （第9条第2項関係）

ア 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の3分の2以内

イ 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業の実施に要する費用の2分の1以内

3 生活困窮者就労訓練事業の認定（第10条関係）

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるものとし、都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が当該基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。また、都道府県知事は当該認定に係る生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が基準に適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

4 雑則（第11条から第19条まで関係）

(1) 雇用の機会の確保（第11条関係）

- ① 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。 (第11条第1項関係)
 - ② 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。 (第11条第2項関係)
 - ③ 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法等の方法により提供するものとする。 (第11条第4項関係)
- (2) 不正利得の徴収 (第12条関係)
- 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者がいるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。 (第12条第1項関係)
- (3) 受給権の保護 (第13条関係)
- 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。
- (4) 公課の禁止 (第14条関係)
- 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないものとする。
- (5) 報告等 (第15条関係)
- ① 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができるものとする。 (第15条第1項関係)
 - ② 都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができるものとする。 (第15条第2項関係)
- (6) 資料の提供等 (第16条関係)

- ① 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができるものとする。 (第16条第1項関係)
- ② 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができるものとする。 (第16条第2項関係)

(7) 大都市等の特例 (第18条関係)

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市が処理するものとする。

5 罰則 (第20条から第23条まで関係)

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者等に対し、所要の罰則を科すものとする。

6 施行期日等

(1) 施行期日 (附則第1条関係)

この法律は、平成27年4月1日から施行するものとする。ただし、一部の規定については、公布の日から施行するものとする。

(2) 検討 (附則第2条関係)

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 経過措置等 (附則第3条から附則第11条まで関係)

この法律に施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他の留意事項

この法律の成立に際して、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において、それぞれ別添1及び別添2のとおり附帯決議が付されているところであり、これらの趣旨を踏まえた適切な運用をお願いしたい。

(別添1)

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議

平成25年12月4日

衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。
- 六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。
- 七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研

修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。
右決議する。

(別添2)

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議

平成25年11月12日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。
- 六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。
- 七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研

修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。
右決議する。

職地発 1212 第 1 号
平成 25 年 12 月 12 日

各都道府県地域雇用対策担当部（局）長 殿

厚生労働省職業安定局
地域雇用対策室長

「地域人づくり事業」の創設等について

平素より、職業安定行政への御理解御協力を賜りまして、感謝申し上げます。

全国の雇用情勢は、一部に厳しさがみられるものの、改善が進んでいます。一方で、地域によっては、特定の産業で求人数が求職者数を大きく上回り、ミスマッチの解消が課題となっているケースも見受けられます。

このような中、消費税の引上げにより見込まれる消費の減少等を緩和して、景気の下振れリスクに対応するとともに、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、政府として、「好循環実現のための経済対策」を策定（12月5日閣議決定）しました。さらに、本日、これを受けた補正予算案が閣議決定され、「地域人づくり事業」の創設や事業復興型雇用創出事業の積み増し（地域人づくり事業の創設：1,020億円、事業復興型雇用創出事業の積み増し：448億円）等が盛り込まれました。

これらの事業の実施に当たっては、制度の創設等が必要であることから、補正予算案が国会に提出され、同国会において成立した場合には、速やかに交付要綱、実施要領、関係通知の発出等を行う予定としていますが、本事業の早期の積極的かつ効果的な実施に向けて、下記に御留意の上、可能な準備作業をあらかじめ進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後、諸般の事業により、本通知の内容に変更が施される場合がある点について、あらかじめお含み置きいただきますようお願いいたします。

記

1. 地域人づくり事業の創設について

（1）事業の概要

地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」

により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備する（「雇用拡大プロセス」）とともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進（「処遇改善プロセス」）する。

(2) 実施期間

事業実施期間は、平成 26 年度末までとする。ただし、平成 26 年度中に開始した事業については、平成 27 年度末までの実施を可能とする。

(3) 対象地域

対象地域は、全都道府県とする。

都道府県において、「人づくり」を必要とする地域を指定し、域内の一部の地域を事業実施地域として定めることも可能とする。

(4) 事業委託先

民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等。

(5) その他

事業を実施する都道府県は、「雇用拡大プロセス」と「処遇改善プロセス」をいずれも実施することとする。

2. 事業復興型雇用創出事業の延長等について

(1) 事業期間の延長

事業の実施期間について、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用地域に限り、平成 26 年度末までに開始した事業について 3 年間支援（平成 29 年度末まで）とする。

(2) 対象となる失業者

今般の措置による事業復興型雇用創出事業の対象となる失業者は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者とする。

3. 震災等緊急雇用対応事業の延長等について

(1) 事業期間の延長

事業実施期間について、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用地域に限り、平成 26 年度末まで（平成 26 年度中に開始した事業については平成 27 年度末まで）に延長する。

(2) 対象となる失業者

今般の措置による震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者とする。

4. 交付限度額の内示時期、交付決定について

交付限度額は、平成 25 年度補正予算の成立後、速やかに内示するものであるが、基金事業の円滑な実施により早期に雇用創出を図るためにも、可能な限り早期に交付限度額の試算額を提示するよう努める考えであること。

平成 25 年度補正予算につき、今年度内の交付及び都道府県における基金化を原則とするものであるが、特段の理由により交付時期を平成 26 年度に繰り越す場合もこれを可能とする予定であること（調整中）。

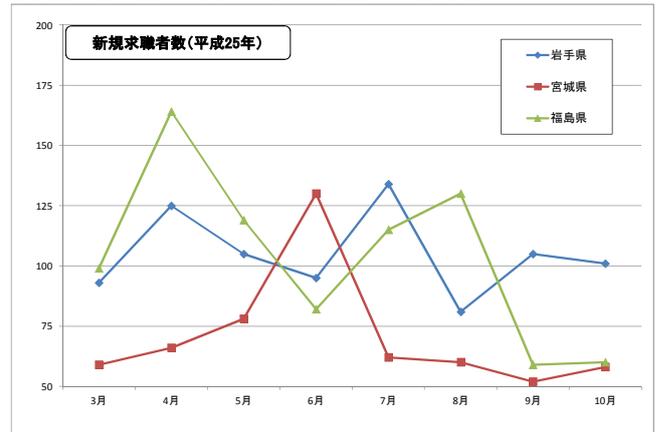
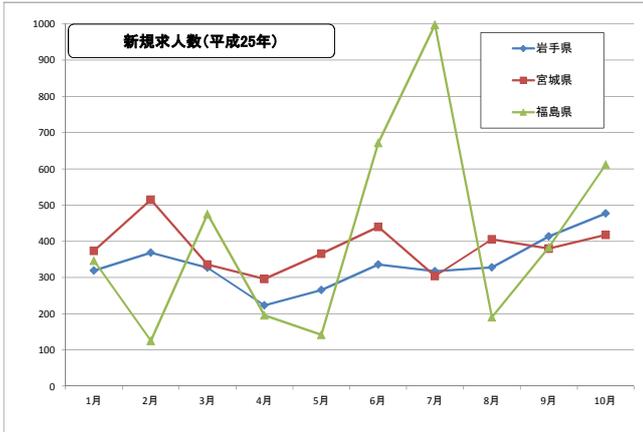
5. 今後の流れについて（現時点で想定し得るもの）

- ① 都道府県御担当者への説明会（12 月 25 日）
- ② 都道府県への必要額調査の実施（年末～年明け）
- ③ 平成 25 年度補正予算案の国会提出、審議、成立（来年）
- ④ 交付限度額の内示、交付要綱、実施要領の発出（補正予算成立後速やかに）
- ⑤ 都道府県議会における補正予算の審議、成立（可能な限り早期に）
- ⑥ 都道府県より交付申請（平成 25 年度中）
- ⑦ 交付決定（原則平成 25 年度中）
- ⑧ 都道府県の基金積み増し（原則平成 25 年度中）

参考資料 6

被災3県の求人・求職動向

(資料出所) 福祉人材センター「福祉人材情報システム」



新規求人数(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	319	368	327	223	265	336	317	328	413	477
宮城県	374	515	336	296	366	440	304	405	380	418
福島県	346	125	475	196	142	672	998	190	383	612
全国計(被災3県除く)	21,953	19,409	15,500	17,039	17,888	20,513	22,179	21,061	18,727	23,849

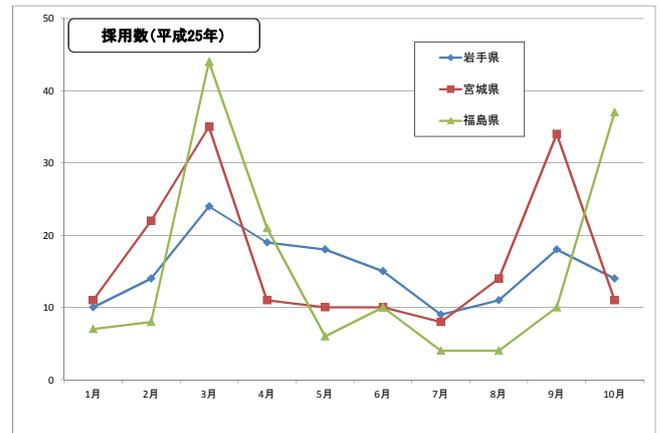
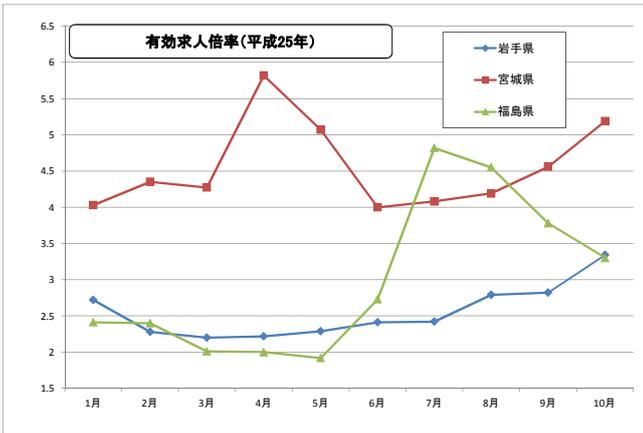
新規求職者数(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	95	151	93	125	105	95	134	81	105	101
宮城県	78	92	59	66	78	130	62	60	52	58
福島県	56	89	99	164	119	82	115	130	59	60
全国計(被災3県除く)	6,038	6,740	5,922	7,883	6,180	6,401	7,315	5,953	5,336	5,881

新規求人数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	277	400	268	342	323	350	278	389	435	330	420	363
宮城県	318	328	284	264	310	263	207	408	296	361	410	345
福島県	494	75	148	233	61	651	328	78	423	215	121	676
全国計(被災3県除く)	18,040	18,495	13,747	12,909	14,806	18,021	17,997	17,750	19,356	17,502	18,357	17,930

新規求職者数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	113	114	158	122	84	122	151	71	102	126	98	101
宮城県	64	131	144	122	130	116	94	67	81	82	77	60
福島県	48	67	92	116	92	135	180	122	103	69	66	79
全国計(被災3県除く)	5,009	7,096	5,839	7,388	6,564	6,164	7,097	6,321	5,782	6,473	6,382	5,769

新規求人数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	150	114	146	131	123	302	342	235	439	423	266	322
宮城県	257	223	99	101	144	141	171	227	372	296	298	269
福島県	178	115	85	59	48	274	252	222	216	577	55	139
全国計(被災3県除く)	15,772	14,996	11,445	10,505	11,533	13,927	15,212	14,702	16,044	15,412	16,513	14,685

新規求職者数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	160	123	72	137	93	121	147	104	72	116	111	66
宮城県	140	118	72	77	94	74	45	65	67	103	69	60
福島県	43	80	84	93	75	38	47	69	89	62	116	43
全国計(被災3県除く)	4,395	5,445	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421	5,329	4,305



有効求人倍率(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	2.72	2.28	2.20	2.22	2.29	2.41	2.42	2.79	2.82	3.34
宮城県	4.03	4.35	4.27	5.82	5.07	4.00	4.08	4.19	4.56	5.19
福島県	2.41	2.40	2.01	2.00	1.92	2.73	4.82	4.55	3.78	3.30
全国計(被災3県除く)	2.39	2.38	2.22	2.42	2.46	2.65	2.76	2.82	2.77	2.90

採用数(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	10	14	24	19	18	15	9	11	18	14
宮城県	11	22	35	11	10	10	8	14	34	11
福島県	7	8	44	21	6	10	4	4	10	37
全国計(被災3県除く)	901	867	1,531	1,091	822	643	682	737	778	1,095

有効求人倍率(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	1.91	2.32	1.77	2.21	2.41	3.02	2.32	2.56	2.81	2.88	2.64	2.49
宮城県	1.66	1.78	1.72	2.02	2.15	2.23	2.20	3.03	3.32	3.60	3.87	4.40
福島県	1.50	1.55	1.47	1.03	1.24	2.75	2.11	1.86	1.43	1.35	1.53	2.12
全国計(被災3県除く)	1.63	1.79	1.68	1.91	1.94	2.23	2.31	2.30	2.37	2.30	2.24	2.19

採用数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	12	13	27	17	27	27	14	8	21	14	14	14
宮城県	30	10	32	24	19	26	6	22	5	5	38	10
福島県	11	14	25	30	11	17	14	3	11	45	29	14
全国計(被災3県除く)	831	1,023	1,649	951	846	570	593	697	613	884	946	919

有効求人倍率(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	0.91	0.71	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22	2.12	2.09
宮城県	0.73	0.72	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70	1.84	1.69
福島県	0.58	0.69	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45	1.80	1.62
全国計(被災3県除く)	1.20	1.19	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58	1.59	1.52

採用数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	13	8	13	5	20	11	16	6	20	20	13	6
宮城県	13	6	9	4	10	11	25	8	6	10	13	5
福島県	3	3	3	3	4	9	2	2	2	1	2	28
全国計(被災3県除く)	759	970	1,522	839	708	520	563	677	679	780	793	980

被災地における福祉・介護人材確保事業

26年度予算(案) 1.9億円
(東日本大震災復興特別会計)

【目的】

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

【ポイント】

- 県外からの就職予定者に対し、福島県相双地域等の介護施設等における就労を条件として奨学金(学費15万円(上限)、就職準備金30万円)を貸与するもの(※2年間就労した場合に全額返済免除)
- 貸付対象者は他地域から就労する者であることに配慮し、現地の住宅情報の提供等、住まいの確保を支援する

【事業概要】 福島県が適当と認める団体(実施主体)

研修受講費の貸与

【貸付対象者】
福島県相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者

【研修メニュー】
・無資格者 介護職員初任者研修
・有資格者 県社協等が実施する現任者向け研修

【貸付内容】
①学費 15万円を上限(実費の範囲内)
②就職準備金 30万円
※ 住宅確保に要する初期費用(敷金等)相当額を就職準備金に乗せ

【貸付条件等】
・福島県が適当と認める団体が示す施設における就労を条件
・当該施設で2年間従事した場合に全額返済免除
※ 就職準備金部分は1年間の従事により免除

住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

※ 本事業は福島県単独事業との連携を検討

【事業の流れ】

- ①貸付申請
- ②斡旋依頼に基づき、現地で従事する施設を提示
- ③奨学金の貸与
- ④研修受講
- ⑤現地の住宅情報を紹介

相双地域等への就職希望者

無資格者
有資格者



介護職員
初任者研修
現任研修

(研修修了後)※



相双地域等の住居



相双地域等の介護施設

人材の斡旋を依頼

⑥福島県が適当と認める団体が示した施設で就労(2年間の従事で返済免除)

参考資料7

※有資格者は現地で働きながら受講も可

新たな推薦入試制度を創設!!

平成26年度の日本社会事業大学の専門職大学院入試に、新たに「地方公共団体推薦入試」制度を創設します。

地方公共団体から職員を派遣していただくことにより複雑化、多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成します。

特 徴

- ①我が国唯一の福祉の専門職大学院
- ②修業期間は1年(木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした2年間のコースもあり)
- ③厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④学納金(入学金、授業料等):1年間合計約113万円(2年間の長期履修の場合は約122万円)
- ⑤取得学位:福祉マネジメント修士(専門職)を取得
- ⑥筆記試験が免除されます

学びの内容

2つのコースをご用意

《福祉ビジネスマネジメントコース》

多面的・重層的な発想ができる福祉サービスマネジャーを養成

《アドバンスソーシャルワークコース》

知識・技術ともに高い専門性を備えた福祉サービスのスーパーバイザーを養成

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<http://www.jcsw.ac.jp/>

時間割 ※(例) 福祉ビジネスマネジメントコース

≪2年(長期)履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)			通常勤務 (実践省察)			コース 別演習 (ゼミ)
4 (14:40~16:10)						
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義	講義	
7 (20:10~21:40)						

≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3		通常勤務 (実践省察)		演習 (隔週)		演習 (隔週)
4						
5						
6				講義	講義	
7						

これまでの派遣実績

これまでの入試方式においても熊本県、長崎県、埼玉県、東京都等からの受け入れ実績があります。

学費 (平成25年度)(2年コースの場合)

区分	入学金	授業料	社会福祉実習費	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	60,000	185,000	7,500	802,400
2年目	—	267,900	60,000	90,000	—	417,900
合計	282,000	535,800	120,000	275,000	7,500	1,220,300

(円)

※学納金の負担方法は、自治体等により若干異なりますが、過去の例ではほとんどが派遣元の地方自治体が負担しています。

地方公共団体推薦入試

新設

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)					
選考方法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「学習計画書」「実践記録」)					
試験時間割	面接審査 (9:00～) ※開始10分前までに入場					
試験日程 (平成26年)	試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料	
	第1回	3/1(土)	1/20(月)～2/10(月)	3/6(木) 正午	3/7(金)～3/13(木)	35,000円
	第2回	3/23(日)	3/3(月)～3/14(金)	3/23(日)17:00	3/24(月)～3/26(水)	

※筆記試験が免除されます。

願書請求・お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Web: <http://www.jcsw.ac.jp>

参考資料9

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

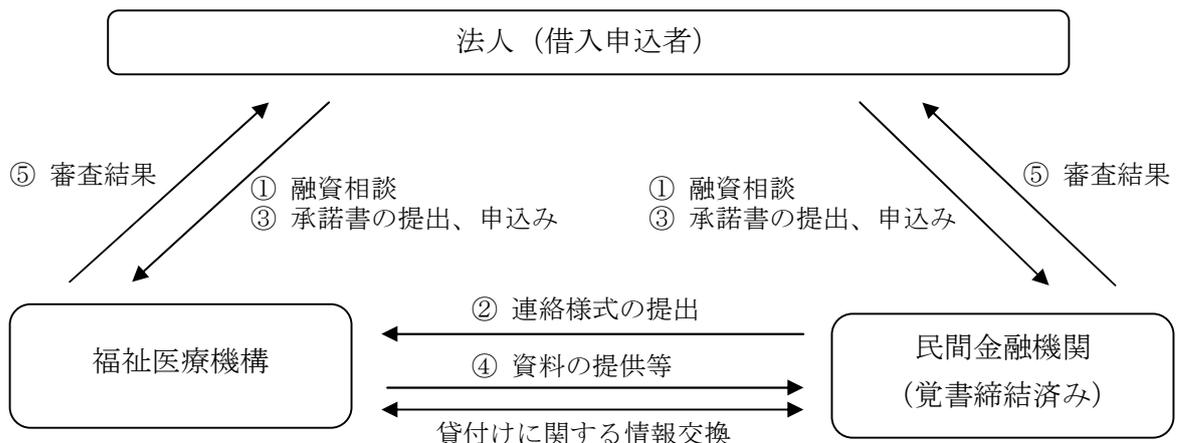
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成25年12月10日現在)

都道府県 本店/本部所在地	金融機関名 (順不同)				
	都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
	江差信用金庫	留萌信用金庫	苫小牧信用金庫	函館信用金庫	北空知信用金庫
青 森	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫		
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫		
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	米沢信用金庫				
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	いわき信用組合
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
	筑波銀行				
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
	大田原信用金庫	烏山信用金庫	鹿沼相互信用金庫		
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫		
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫		
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行
	東京東信用金庫	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫
	世田谷信用金庫	巣鴨信用金庫	七島信用組合		
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫	神奈川県医師信用組合	
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	石川県信用農業協同組合連合会
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
	都留信用組合				
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	松本信用金庫	長野県信用組合	諏訪信用金庫		
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	関信用金庫	大垣信用金庫	高山信用金庫		
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	静岡信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士信用金庫		

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成25年12月10日現在)

都道府県 本店/本部所在地	金融機関名 (順不同)				
愛知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いちい信用金庫
	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
	瀬戸信用金庫	中日信用金庫			
三重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫
	北伊勢上野信用金庫				
滋賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	甲賀農業協同組合
京都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
大阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	摂津水都信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	大阪東信用金庫	枚方信用金庫
	大正銀行	大阪南農業協同組合			
兵庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
	但陽信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	
奈良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
岡山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫	日生信用金庫	水島信用金庫
広島	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
山口	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫		
徳島	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫		
香川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	北九州銀行				
佐賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長崎	十八銀行	親和銀行			
熊本	肥後銀行	熊本銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
大分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	べっぴ日出農業協同組合
宮崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合		
沖縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合計	318機関				